

申請枠区分

通常枠

申請ステータス

年度	年度回数	回/次
2025 年	2	回

申請書SharePoint

団体情報から転記

1. 助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことから、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

■ 申請団体が申請に際して確認する事項

(1) 申請資格要件（欠格事由）について

申請資格要件について確認しました

(2)公正な事業実施について

公正な事業実施について確認しました

(3)規程類の後日提出について※緊急枠の場合なし

規程類の後日提出について確認しました

(4)情報公開について (情報公開同意書)

情報公開について確認しました

(5)JANPIA役員との兼職関係の有無について

兼職がないことを確認しました

個別相談の実施

■申請団体に関する記載

【申請団体の名称】

一般財団法人REEP財団

団体代表者 役職・氏名

代表理事 加藤徹生

分類

法人番号

7010005023682

団体コード

申請団体の住所

東京都中央区日本橋本町3丁目3-6ワカ末ビル 7階

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

最終誓約

助成申請情報欄の内容について誓約します

2.連絡先情報

部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

3.コンソーシアム情報

(1)コンソーシアムの有無

コンソーシアムで申請しない

コンソーシアムに関する誓約

【誓約する団体の名称】	【誓約する団体の代表者氏名】	【誓約する団体の役割】

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請を行うに際しなお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

1.コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金提供契約締

2.本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変更があった場合は申請を取り下げます。

3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の(1)～(4)の事項等

(1)申請資格要件(欠格事由)について

(2)公正な事業実施について

(3)規程類の後日提出について(※通常枠のみ該当)

(4)情報公開について(情報公開同意書)

(5)JANPIA役員及び審査員との兼職関係の有無について

4. コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

休眠預金活用事業 事業計画書 【2025年度通常枠】

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

必須	申請時入力不要
任意	

基本情報

申請団体	資金分配団体		
資金分配団体	事業名(主)	気候変動および巨大地震等による災害の激化を見据えたキャッシュ・フォー・ワーク手法の多面的展開	
	事業名(副)	持続可能な防災雇用の創出と災害レジリエンスの向上をめざして	
	団体名	一般財団法人REEP財団	コンソーシアムの有無 なし
事業の種類1	④災害支援事業		
事業の種類2			
事業の種類3			
事業の種類4			

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域/分野	
-	(1) 子ども及び若者の支援に係る活動
	<input type="checkbox"/> ① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
	<input type="checkbox"/> ② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
	<input type="checkbox"/> ③ 社会課題の解決を担う若者の能力開発支援
	<input type="checkbox"/> ④ その他
<input type="checkbox"/>	(2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
	<input type="checkbox"/> ④ 働くことが困難な人への支援
	<input type="checkbox"/> ⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
	<input type="checkbox"/> ⑥ 女性の経済的自立への支援
	<input type="checkbox"/> ⑦ その他
<input type="checkbox"/>	(3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
	<input type="checkbox"/> ⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
	<input type="checkbox"/> ⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
	<input type="checkbox"/> ⑨ その他
	その他の解決すべき社会の課題

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
_8.働きがいも経済成長も	8.5 2030年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。	本事業は雇用創出（有償ボランティアや季節雇用を含む）を通じて、防災や復興の課題解決を目指すものであり、その過程において、雇用対象者にも地域の双方にとって価値のある仕事の創出を行う。
_11.住み続けられるまちづくりを	11.5 2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。	本事業の主眼の一つは地域防災力の拡充であり、それを通じて、災害時要配慮者の被害だけではなく、被災規模を削減することを目的としている。
_13.気候変動に具体的な対策を	13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。	本事業は気候変動を重点領域の一つとして置いており、採択事業のみならず、実行団体の募集や事前の準備プログラム提供を含めて、気候変動への対応能力を向上させることができる。

17.パートナーシップで目標を達成しよう	17.17 マルチステークホルダー・パートナーシップ さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。	本事業は実行団体を中心としつつも、地域住民や地方自治体との協力関係を前提としており、また、被災規模に応じて、自治体の境界線を越えた柔軟な協力関係を築くことを意図している。
----------------------	--	---

I. 団体の社会的役割

(1)団体の目的 REEP財団は東日本大震災の復興支援活動を前身とした市民財団です。特に、困難を持つ母子への早期介入や経済的困難を抱える高校生への奨学金、災害時の雇用の創造、金融包摂などの支援が構造的に不足する領域への助成を通じて、困難の渦中にある当事者が社会的な不均衡から脱する機会を創出することを目的としています。	150/200字
(2)団体の概要・活動・業務 資金提供者、社会起業家、当事者の対等かつ安全な関係を基盤とし以下を行う 資金提供者：寄託契約による基金スキームを提供し、資産の運用益を活用した継続的な助成を実現 資金提供先団体：成長フェーズに合わせ、経営戦略から組織開発まで一貫した経営支援を提供 研究開発：研究者へのデータ提供を行い、リサーチデザインやアウトカム評価を組み込むことを得意としており、官公庁でのEBPMの実装につなげていくことを予定	200/200字

II. 事業概要

					国外活動の有無		-		資金提供契約締結日		採択後の契約時に用いる欄です	
実施時期	(開始)	2026/4/1	(終了)	2029/3/31	対象地域	全国	本事業における、不動産（土地・建物）購入の有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入（建物新築含む）は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められます。詳しくは公募要領をご確認ください。	なし				
直接的対象グループ	就労意欲を持ちながらも、労働市場から阻害され、生活困窮リスクを持つ者。特に、一定期間の失職状態、もしくは、ワーキングプア状態（都道府県別の個人平均月収の50%未満を目安とする）の者を優先する。なお、災害状況に応じて、対象グループの条件は調整を行う。					(人数)	206名 ※雇用対象者が3ヶ月間の雇用期間、週3日勤務を行うと仮定して算出					
最終受益者	各地域の災害時要配慮者および地域住民					(人数)	地域住民：約24万人 ※区町村平均人口中央値（10281人）×3自治体×8団体（実行団体） 災害時要配慮者：4.8万人（地域住民の2割） ※要配慮者への医療・福祉サービスへの提供に関する推計（尾島俊之、平成30年度）を参考に災害時要配慮者数を仮定した					
事業概要	<p>本事業は災害復興に国際的な定評のあるキャッシュ・フォー・ワーク手法を防災に拡張することで、持続可能な防災雇用の創出を目指し、さらに、それを通じて、発災時の対応規模を拡大することを目指す。</p> <p>具体的には、実行団体候補の活動する地域の災害リスクを特定した上で、持続可能な防災活動を展開し、被災規模や被災者を抑えるだけでなく、迅速な緊急支援や復興活動の礎を築くことを目的とする。特に、就労支援や災害、環境教育、まちづくり分野などで防災事業に着手する団体に資金を提供し、地域内の就労意欲を持ちながらも、十分に働く機会を得られなかった方につきな雇用（季節雇用や有償ボランティア、中間的就労を含む）の機会を提供し、かつ、期間中に被雇用者の労働を通じて、当該地域の災害課題の解決を目指す。また、上記を通じて、被雇用者の生活基盤の回復と地域の自律的な防災および復興体制を拡充する。</p> <p>なお、本事業が対象とする災害フェーズは、防災、発災、復興の全てを想定しており、すべての採択団体に発災時の初動対応を推奨すると共に、発災規模に応じた柔軟な公募助成の拡充を予定している。</p>											

474/600字

III.事業の背景・課題

(1)社会課題	805/1000字
<p>対象とする社会的課題は災害課題と非正規雇用労働者の困窮の二つを同時に見据えている。</p> <p>対象とする災害に関しては、気候変動を背景に台風や大雨、大雪の激化、森林火災などの季節災害が激化しており、南海トラフ巨大地震（30年以内にM8-9クラスの地震が80%の確率で発生）や首都直下地震（30年以内にM7クラスの地震が70%の確率で発生）が予期されている（内閣官房 防災庁設置準備室 令和7年）。その一方、阪神大震災では瓦礫の下から救出された者の77.4%が近隣住民や家族によってであったことがわかっており（1995年兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書）、災害対策のみならず災害救助においても自助や共助の重要性は判明しているが、災害リスクの具体性と緊急性の双方の低さゆえに、力のある地域住民団体やNPOですら、災害リスクを考慮した防災活動には隔たりが存在した（本事業提案に先立って行われた実行団体の母集団へのヒアリングによる）。</p> <p>その一方で、非正規雇用の労働者の困窮に関する課題に関しては、アンダークラス層≡ワーキングプア層の固定化を背景としている。[]による提唱。本段落の統計は[]らの研究にを出典とする）。本事業の直接受益者となるアンダークラス層はパート主婦を除いた非正規雇用であり、就業人口の13.9%=890万人を占めるとされる（2022年就業構造基本調査をもとにした分類）。アンダークラス層の平均年収は216万円に過ぎず、その相対的貧困率は38.7%であり、同時に31.5%が貯蓄を持たない世帯に所属しており、また、健康状態が良くないという比率は24.7%であった。（2022年三大都市圏調査データ）。本事業では、生活困窮リスクに加え、災害時の脆弱性を併せ持つアンダークラスに対して、地域防災の担い手としての雇用機会を提供するだけでなく、生活の礎を取り戻すことを意図している。</p>	
(2)課題に対する行政等による既存の取組み状況	199/200字
<p>令和3年の災害対策基本法の改正で 要支援者に対する個別避難計画の策定が市町村の努力義務化されたものの、防災行動はもっぱら防災計画の策定と防災訓練に終始しており、また、自治体の地理的境界線を越えた災害リスクはおざなりになることが多い（防災科研の研究員へのヒアリング結果）。また、生活困窮者自立支援制度が本格化しているが、福祉的な文脈が強く、防災や地域課題等の付加価値のある雇用の創出には至っていない。</p>	
(3)課題に対する申請団体の既存の取組状況	188/200字
<p>コロナ禍で休眠預金を活用し、キャッシュ・フォー・ワーク手法を展開した実績があり、約3億円を延べ25団体に提供し、コロナ禍で職を失った412名の若者に雇用の機会を提供した。その結果、事業完了後の半年時点で72%の若者が次の雇用につながった。また、能登地震において、NPO法人カタリバがキャッシュ・フォー・ワーク手法を実施しており、主に労働法規上の設計を中心にアドバイスを行った。</p>	
(4)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義	164/200字
<p>防災や災害復興は総じて、行政の狭間領域であるだけでなく、住民を主体とすべき問題であり、自治会などのネットワークの高齢化と分断が加速する中で、NPOなどの新たな防災および災害復興の担い手を育成することは休眠預金の新しい意義として考えられる。また、持続可能な雇用や防災事業の継続を通じて、災害時のレジリエンスをつくることができる。</p>	

IV.事業設計

(1)中長期アウトカム
<p>地域や地域ブロック単位で、災害を予測し、ショックを最低限に抑え、災害下の状況に対応し、速やかに回復するプロセスを築き、継続発展させるための『災害レジリエンス』の継続的な強化がなされている状態を目指す。（UNDRR, Terminology on Disaster Risk Reduction, 2017）。具体的には、地域ブロック単位で防災雇用が整備され、巨大災害における死者数や被災規模が軽減されており、さらに、発災時のキャッシュ・フォー・ワークの展開を通じて、被災地域の資源を活用した動的な復興が可能になっている状態を実現する。</p>

(2)-1 短期アウトカム（資金支援）※資金分配団体/100字	モニタリング	指標 100字	初期値/初期状態 100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
防災雇用の継続		事業終了後に継続雇用することのできる年間人数（フルタイム雇用か否かは問わない）			50%
地域住民の防災リテラシーの向上		防災科研による防災意識尺度を用い、関係する地域住民にアンケート調査を行う。（防災意識尺度は災害に対する感度を評価する尺度であり、国内でベースライン調査もなされている）	採択団体ごとにベースライン調査を行う		実行団体採択時に目標設定
地域の防災力の向上		防災科研による防災基礎力尺度を用い、関係する重要なステークホルダーにアンケート調査を行う。（防災基礎力尺度は災害を乗り越える力を個人レベルで総合的に評価する尺度であり、国内でベースライン調査もなされている）	採択団体ごとにベースライン調査を行う		実行団体採択時に目標設定
実行団体による地域防災活動の参加者数		実行団体による防災活動の参加者数の合算	0 ※実行団体採択時に再推計		1万人 実行団体採択時に目標設定
実行団体による地域防災活動を通じて、醸成されたソーシャル・キャピタル		上記のアンケートを用いる際に、「防災や災害対策で気軽に相談できる人は何人いますか？」という質問（Name Generator Methodの応用）を用いて、ソーシャル・キャピタルの形成を評価	採択団体ごとにベースライン調査を行う		実行団体採択時に目標設定

(2)-2 短期アウトカム（非資金的支援）※資金分配E100字	モニタリング	指標 100字	初期値/初期状態 100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
防災事業の継続		事業終了後に事業を継続することのできる実行団体の数（実行団体単位。事業規模は問わない）			

(3)-1 活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目	時期	
実行団体の候補の特定	実施済み	10/200字
公募要領の確定	2026年5月	7/200字
実行団体候補への告知	2026年5月-7月	10/200字
事前面談	2026年7月-8月	4/200字
選考およびデューデリジェンス（第三者への照会含む）	2026年9月	25/200字
事前評価を通じた、重要なステークホルダーとアウトカムの着地点の合意	2026年10月-12月	33/200字
中間評価と合わせて、中間審査と追加助成の選考（助成金の残額の配分方針の決定）	2027年9月	38/200字
出口戦略の策定と事業完了報告の草稿	2028年3月	17/200字
必要に応じて、他の資金パートナーとのマッチング	2028年3月-	23/200字

(3)-2 活動：組織基盤強化・環境整備：非資金的支援	時期	
実行団体候補への防災事業構想プログラムの提供（実行団体候補による簡易な現状調査を含む）	2026年5月-7月 ※必要に応じて、時期を分けて開催	43/200字
事前面談を通じたロジックモデルと事業仮説のブラッシュアップ	2026年7月-8月	29/200字
実行団体の経営状況や経営課題のアセスメントと伴走支援の方針の決定	2026年9月-10月	32/200字
中間的就労スキームの導入可能性の探索	2026年10月-12月	18/200字
雇用に関する伴走支援	2027年	10/200字
経営課題の解決に関する伴走支援	2027年	15/200字
規定類やガバナンス/コンプライアンス体制の強化のモニタリング	2027年	30/200字
中間評価の取りまとめと出口戦略の模索	2027年後半から事業終了まで	18/200字
パートナー候補団体の探索	2027年後半から事業終了まで	12/200字

V. 広報戦略および連携・対話戦略

広報戦略	採択時には、プレスリリースや地方紙や地域放送などを通じて、地域内での活動の認知や信頼性の向上を後押しする。また、事前評価や中間評価のとりまとめにタイミングで各地域の地方自治体や連携団体との信頼形成が円滑になるようなメディア掲載を狙ったプレスリリースを行う。	129/200字
連携・対話戦略	国立研究開発法人の防災科研および関西大学（社会安全学部）の知見を活用しながら、事業の実装を行う。また、内閣府や設置が予定されている防災庁との対話も事業の進捗に合わせて行っていく。実行団体レベルでは、事業の評価のタイミングと合わせて、活動地域の自治体や広域連携の可能性のある自治体との対話を促していく。	150/200字

VI. 出口戦略・持続可能性について 助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください。

資金分配団体	防災事業においては、実行団体による事業の継続および雇用の創出を最優先する。資金分配団体においては、大規模災害時の円滑なファンドレイジングを念頭に起き、初動のスピードと対応可能な災害の幅を確定する。また、災害時に寄付などで得られた資金を基金化し、広く広域災害の対応に利用できる基金の拡充を予定している。また、設置される予定の防災庁ともキャッシュ・フォー・ワークの社会実装の文脈で対話を行っていくことを予定している。	206/400字
実行団体	想定している実行団体の半数強は行政との連携や予算獲得に慣れている団体であり、本事業を通じて事業の効果検証を行った上で、行政委託や寄付、地域主体による業務の発注などを組み合わせながら、事業と雇用を最小規模で持続させることを目指していく。また、実行団体の拠点のある地方自治体のみならず、災害を想定した場合に連携する広域自治体を想定して、連携の裾野を拡充していく。ふるさと納税のようなメニューを平時から実装しておき、災害時にさらに拡充するというような連携も有望だと思われる。	234/400字

VII. 関連する主な実績

(1) 助成事業の実績と成果	333/800字
<p>2020年から休眠預金等活用事業（2020年度、2021年新型コロナウイルス対応支援助成）を合計で約4億円の採択を受け、約3億4000万円の資金を延べ25団体に提供。412名の職を失った若者に対して、雇用型の就労支援を提供し、半年後で72%の就労が決定。就労支援対象者に対して行った事前アンケートでは、参加者の78%が生活基盤に不安を抱えていたが、事後アンケートでは、「仕事があることで将来への希望が持てる」と回答した割合は参加者の80%と回答しており、緊急時における雇用型就労支援の有効性が明示された。</p> <p>2023年から休眠預金等活用事業（通常枠）約2億7千万円の採択を受け、「ICTを核とした早期介入のエコシステムの構築」事業を実施。約2億円の資金を5団体に助成。</p>	
(2) 申請事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等	215/800字
<p>コロナ禍で休眠預金等活用事業を活用した行ったキャッシュ・フォー・ワークの社会実装が評価され、2023年5月に地域安全学会技術賞を受賞（XXXXXXXXXXが主受賞者）、また、同事業のデータに基づいて、「コロナ禍におけるキャッシュ・フォー・ワーク」（永松伸吾、地域安全学会梗概集 No.50, 2022.5）や採択団体Switchにより「コロナ禍における若者の就労支援」（予防精神医学 Vol.6 (1) 2021）が論文化されている。</p>	

VIII. 実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数	8団体（防災を主な対象とする団体を4団体、発災時を主な対象とする団体を4団体と想定）	
(2)実行団体のイメージ	主に就労支援や災害、環境教育、まちづくり分野などで事業基盤を持ち、災害対応の経験のある法人。事業規模が数千円から1~2億円の中堅法人を想定。平時の事業基盤を活かしつつも、災害時の対応能力の強化に注力している法人で、健全な雇用の創出が可能な組織基盤を前提とする。	131/200字
(3)1実行団体当り助成金額	防災目的の助成で実行団体あたり1800万円（2年間の総予算）の助成金額を想定している。発災時には、発災規模に応じた金額と期間の調整を行う。	69/200字
(4)案件発掘の工夫	既に有力な実行団体候補は特定しており、助成の公募時には、各地の中間支援団体や地域の中核団体との対話を行いながら、さらに実行団体を発掘する。	69/200字

IX. 事業実施体制

(1)事業実施体制（人数、マネジメント体制、経理体制、PO体制）、メンバー構成および各メンバーの役割・スキル等	<ul style="list-style-type: none"> ・実施体制・・・内部3名、外部2名 ・マネジメント体制・・・事業統括（代表理事）1名、経理統括1名（PO兼務） ・経理体制・・・経理主担1名 ・PO体制・・・PO業務全般2名、PO関連広報1名 ・評価体制・・・英国大学院公共経営修士過程終了者を中心にインパクト評価を行い、防災科研や関西大学との共同研究体制を予定 				156/300字
(2)本事業のプログラム・オフィサーの配置予定	人数	内訳		他事業との兼務	左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載
※資金分配団体用	4名	新規採用人数 (予定も含む)	0名		
		既存PO人数	4名	予定あり(詳細は右記のとおり)	本事業に3年間で平均50%程度の稼働を想定。要求される業務のボリュームに応じて、適切な稼働体制を想定。
(3)ガバナンス・コンプライアンス体制	2023年度通常枠の資金分配団体としての採択に伴い、月次で既発インシデントの管理および将来リスクの管理体制を定常化し、法務担当監事（弁護士）によるレビューを行っている。重大なインシデントに関しては、必要に応じて、関係者を隔離した上で、コンプライアンス委員会および理事会、評議員会で方針を決議する体制を整備している。				157/200字
(4)コンソーシアム利用有無	なし				

申請団体/事業種別	資金分配団体	2025年度通常枠
事業期間	2026/04/01 ~ 2029/03/31	
資金分配団体	事業名	気候変動および巨大地震等による災害の激化を見据えたキャッシュ・フォー・ワーク手法の多面的展開
	団体名	一般財団法人REEP財団

	助成金
事業費	169,338,572
実行団体への助成	144,000,000
管理的経費	25,338,572
プログラムオフィサー関連経費	23,856,000
評価関連経費	6,805,412
資金分配団体用	3,605,412
実行団体用	3,200,000
合計	199,999,984

資金計画書資料 ①助成概要

1. 事業費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
事業費 (A)	0	44,479,524	44,379,524	80,479,524	169,338,572
実行団体への助成		36,000,000	36,000,000	72,000,000	144,000,000
-					
管理的経費	0	8,479,524	8,379,524	8,479,524	25,338,572

2. プログラム・オフィサー関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (B)	0	7,952,000	7,952,000	7,952,000	23,856,000
プログラム・オフィサー人件費等	0	4,992,000	4,992,000	4,992,000	14,976,000
その他経費	0	2,960,000	2,960,000	2,960,000	8,880,000

3. 評価関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
評価関連経費 (C)	0	2,001,804	2,001,804	2,801,804	6,805,412
資金分配団体用	0	1,201,804	1,201,804	1,201,804	3,605,412
実行団体用		800,000	800,000	1,600,000	3,200,000

4. 合計 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
助成金計(A+B+C)	0	54,433,328	54,333,328	91,233,328	199,999,984

団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格	団体種別	一般財団法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名	一般財団法人REEP財団		
郵便番号	103-0023		
都道府県	東京都		
市区町村	中央区日本橋本町		
番地等	3丁目3-6ワカ末ビル7階		
電話番号	050-1720-5805		
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	https://www.reep.jp/	
	その他のWEBサイト (SNS等)	https://www.facebook.com/reepfoundation/	
設立年月日	2015/03/11		
法人格取得年月日	2015/03/11		

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	カトウテツオ
	氏名	加藤徹生
	役職	代表理事
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3)役員

役員数 [人]	9
理事・取締役数 [人]	4
評議員 [人]	3
監事/監査役・会計参与数 [人]	2
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	1

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	7
常勤職員・従業員数 [人]	3
有給 [人]	3
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	4
有給 [人]	4
無給 [人]	0
事務局体制の備考	

(5) 会員

団体会員数 [団体数]	0
団体正会員 [団体数]	
団体その他会員 [団体数]	
個人会員・ボランティア数	0
ボランティア人数(前年度実績) [人]	
個人正会員 [人]	
個人その他会員 [人]	

(6) 資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名/勤務形態	
通帳管理者 氏名/勤務形態	
経理担当者 氏名/勤務形態	

(7) 監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8) 組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9) その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10) 助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数 [件]	5（継続中含む）
申請前年度の助成総額 [円]	42,713,400
助成した事業の実績内容	休眠預金事業通常枠「ICTを核とした早期介入のエコシステムの構築」

(11) 助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	トヨタ財団 外国人材の受け入れと日本社会「在留外国人の金融排除の実態調査と金融包摂スキームのプロトタイプ構築 —金融包摂を通じた在留外国人のエンパワーメント—」

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所まで、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	気候変動および巨大地震等による災害の激化を見据えたキャッシュ・フロー・ワーク手法の多面的展開
団体名:	一般財団法人 REEP財団
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、**全団体、該当箇所への記載が必要です。**

(注意事項)
 ①規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
 ②申請時までに整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出してください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
 ③過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
 ④以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。		
記入完了	記入完了	記入完了

規程類に含まれる必須項目	(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程				
(1)開催時期・頻度	評議員会規則 定款	公募申請時に提出	定款	第18条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第19条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第19条
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第19条
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第17条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第20条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第21条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としません。		公募申請時に提出	定款	第20条
● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款	第23条
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第23条
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)開催時期・頻度	定款 理事会規則	公募申請時に提出	定款	第31条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第33条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第33条
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第33条
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第32条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第34条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第35条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第34条
● 理事の職務権限に関する規程				
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	定款	第24条
● 監事の監査に関する規程				
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	定款	第25条
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程				
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	評議員および役員の報酬等並びに費用に関する規程	第3条、第4条
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	評議員および役員の報酬等並びに費用に関する規程	第5条

● 倫理に関する規程				
(1) 基本的人権の尊重	倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	倫理規程	第4条
(2) 法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	倫理規程	第6条
(3) 私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	倫理規程	第7条
(4) 利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	倫理規程	第6条、重要事項に関する誓約書
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス及び内部通報に係る規程	第4条
(6) ハラスメントの防止		公募申請時に提出	倫理規定 セーフガーディング指針(受益者保護の指針)	第4条 財団および委託先のスタッフの責任
(7) 情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	倫理規程	第8条
(8) 個人情報の保護		公募申請時に提出	倫理規程	第9条
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1 利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	倫理規程 ・理事会規則 ・役員利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	公募申請時に提出	倫理規程	第6条、重要事項に関する誓約書
(1)-2 利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス及び内部通報に係る規程	第3条、第4条
(2) 自己申告 「役員員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス及び内部通報に係る規程	第3条
● コンプライアンスに関する規程				
(1) コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンス及び内部通報に係る規程	第6条
(2) コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス及び内部通報に係る規程	第7条
(3) コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス及び内部通報に係る規程	第14条
● 内部通報者保護に関する規程				
(1) ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	コンプライアンス及び内部通報に係る規程	第10条
(2) 通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	コンプライアンス及び内部通報に係る規程	第17条
● 組織(事務局)に関する規程				
(1) 組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	組織規程	第2条
(2) 職制		公募申請時に提出	組織規程	第2条、第3条
(3) 職責		公募申請時に提出	組織規程	第3条
(4) 事務処理(決裁)		公募申請時に提出	組織規程	第5条、第6条
● 職員の給与等に関する規程				
(1) 基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	給与規程	第2条、第3条、第7条、第8条、第9条、第12条
(2) 給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	給与規程	第10条、第13条
● 文書管理に関する規程				
(1) 決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	組織規程 情報公開および文書管理に係る規程	第5条 第10条
(2) 文書の整理、保管		公募申請時に提出	情報公開および文書管理に係る規程	第13条
(3) 保存期間		公募申請時に提出	情報公開および文書管理に係る規程	第14条
● 情報公開に関する規程				
以下の1.~4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	情報公開および文書管理に係る規程	第6条、別表
● リスク管理に関する規程				
(1) 具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	リスク管理規程	第6条
(2) 緊急事態の範囲		公募申請時に提出	リスク管理規程	第9条
(3) 緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	リスク管理規程	第11条
(4) 緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	リスク管理規程	第10条、第12条、第14条
● 経理に関する規程				
(1) 区分経理	経理規程	公募申請時に提出	経理規程	第5条
(2) 会計処理の原則		公募申請時に提出	経理規程	第3条
(3) 経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	経理規程	第7条、第22条、第25条、第26条
(4) 勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	経理規程	第12条
(5) 金銭の出納保管		公募申請時に提出	経理規程	第5章
(6) 収支予算		公募申請時に提出	経理規程	第4章
(7) 決算		公募申請時に提出	経理規程	第8章